**○　運営推進会議（介護・医療連携推進会議）について**

地域密着型サービス事業者は、事業所が提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質を確保することを目的として、運営推進会議（定期巡回・随時対応訪問介護看護にあっては介護・医療連携推進会議）を事業所ごと（併設の場合は一体でも可。）に設置・開催することが、義務付けられています。

・「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 会議の名称 | 運営推進会議 | 介護・医療連携推進会議 |
| 会議の対象サービス（介護予防も含む） | 小規模多機能型居宅介護看護小規模多機能型居宅介護認知症対応型共同生活介護認知症対応型通所介護地域密着型特定施設入居者生活介護地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護地域密着型通所介護療養通所介護 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 会議の開催頻度 | 概ね２か月に１回以上※地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護は概ね６か月に１回以上（H30.4月改正点）、療養通所介護は概ね１２か月に１回以上※複数の事業所の合同開催について、次の要件を満たす場合に認める。（H30.4月改正点）① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。③ 合同して開催する回数が、１年度に開催すべき介護・医療連携推進会議や運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護は除く。）④ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議や運営推進会議は、単独開催で行うこと。 |
| 会議の構成員 | 1. 利用者、利用者の家族（利用者がサービス利用中に出席することは不可）
2. 地域住民の代表者（町内会役員・民生委員・老人クラブの代表等）
3. 市町村職員又は地域包括支援センターの職員
4. 当該サービスについて知見を有する者等
5. 地域の医療関係者（地方医師会の医師等、地域医療機関の医師等、医療ソーシャルワーカー等）

※⑤は介護・医療連携推進会議のみ必要 |
| 会議の内容 | 事業所はサービスの活動状況等を報告し、会議による評価をうけ、必要な要望・助言等を聞く機会を設ける　・日常のサービス提供状況やイベント等の開催状況・事故やヒヤリハットの発生状況と今後の事故防止に向けた取組・利用者の健康管理や防災にかかる事業所の取組・地域連携の取組に関する報告　など |
| 会議内容の公表 | ・利用者及びその家族に対して手交又は送付・介護サービス情報公表システム又は法人ホームページに掲載・事業所内の見やすい場所への掲示　など |
| 会議の記録の保管 | 開催状況、開催内容等を報告書に記録 (５年間保存) |
| 報告書の提出 | 毎年４月末日までに、前年度分を指導監査課へ提出 |

・「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第36号）